



新しい年を迎えて

あけましておめでとうございます。
 本年もどうぞよろしくお願いいたします。
 昨年は新型コロナウイルス感染症という現代に生きる私たちが過去に経験したことの無い事態に直面し、社会生活に大きな影響があった1年となりました。昨年末の感染拡大の状況を鑑みれば、この先も当面は劇的な改善が見込まれないものと予測されます。企業経営においてはこれまで以上に良い経営というものが求められるのではないのでしょうか。

ユニクロの柳井正氏が経営に関する考え方を以下のように述べています。
 「良い経営というのは、古今東西、あらゆる会社で変わらない」
 「詰まるところ経営とは、人間がどういう仕事をして、集団でどういう成果をあげていくか」
 「会社の規模の大小もあんまり関係ない」

今年も厳しい1年となりそうですが、何とか乗り切っていきましょう。
 この1年を皆様が健康でお過ごし下さることを心よりお祈り申し上げます。
 (所長：税理士 本野 智之)

Q&A 165回 令和3年度税制改正大綱が公表されました！

法人課税の改正のポイントについてご説明いたします。

- 1、中小企業向け設備投資促進税制の見直し及び延長（令和5年3月31日まで）
 「中小企業経営強化税制」は、中小企業等経営強化法の認定を受けた計画に基づく投資について、即時償却又は税額控除（10%）のいずれかの適用を認める措置。M&Aの効果を高める設備として「経営資源集約化設備（D分類）」が追加されたうえで、適用期限が2年延長されます。
 「中小企業投資促進税制」は、一定の設備投資を行った場合に、特別償却（30%）又は税額控除（7%）のいずれかの適用を認める措置。対象となる業種として、不動産業・物品賃貸業、商店街振興組合等を追加したうえで、適用期限が2年延長されます。

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置 国税	【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10%（※7%） ⇒延長（2年） 生産性向上設備（A類型） 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備（B類型） 投資利益率5%以上のパッケージ投資 デジタル化設備（C類型） 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備 経営資源集約化設備（D類型） 修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備 ※計画認定手続を柔軟化			
	【中小企業投資促進税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用 ⇒延長（2年） ※不動産業、商店街振興組合等の業種を追加	【商業・サービス業 ・農林水産業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用 ⇒廃止		

■を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要 ※を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

- 2、中小企業者等の法人税の軽減税率の延長（令和5年3月31日まで）
 中小企業者等の法人税の軽減税率の適用期限が2年間延長されました。

	本則税率	特別措置法税率
年800万円超の所得金額	23.20%	-
年800万円以下の所得金額	19%	15%

- 3、所得拡大促進税制の見直し、延長（令和5年3月31日まで）
 雇用を増やすことにより所得拡大を図る企業も評価できるよう、適用要件が一部見直し・簡素化されました。

《現行制度》	《改正案》
【通常要件①】 継続雇用者給与等支給額が前年度比で1.5%以上かつ 【通常要件②】 給与等支給総額（企業全体の給与）が前年度以上 【措置内容】 ✓ 給与等支給総額の増加額の15%を税額控除 【上乗せ要件】 継続雇用者給与等支給額が前年度比で2.5%以上であり、次のいずれかを満たすこと I. 教育訓練費が対前年度比10%以上増加 II. 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること 【措置内容】 ✓ 給与等支給総額の増加額の25%を税額控除 ※控除上限は、法人税額の20%	【通常要件】 給与等支給総額（企業全体の給与）が前年度比で1.5%以上 【措置内容】 ✓ 給与等支給総額の増加額の15%を税額控除 【上乗せ要件】 給与等支給総額（企業全体の給与）が前年度比2.5%以上であり、次のいずれかを満たすこと I. 教育訓練費が対前年度比10%以上増加 II. 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること 【措置内容】 ✓ 給与等支給総額の増加額の25%を税額控除 ※控除上限は、法人税額の20%



今後の国会の審議によって変更となる場合があります。詳細につきましては、当事務所職員にご質問ください。次回は、個人課税の改正についてご説明いたします。
 (担当：斉藤)

有限会社 大徳不動産さん

をご紹介します

今回は、内灘にあります大徳不動産さんをご紹介いたします。内灘と言えば、北陸自動車道・金沢東I.C.も近く、また、のと里山海道の起点でもあるため、加賀・能登どちらにもアクセス良好な土地柄です。住環境も整っているため北陸3県住みやすい町トップ10入りしています。大徳不動産さんでは、内灘町の不動産物件、金沢医科大学生向け家賃アパート、マンション、ファミリー向け一戸建てなどをたくさん扱っていらっしゃいます。

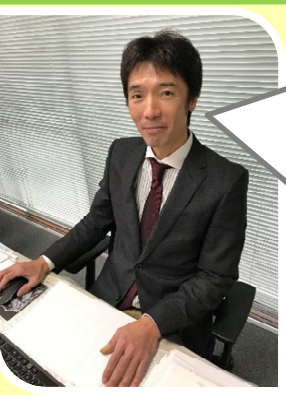
検索機能のスクリーンショット。地図検索、ライフスタイル検索、売買物件、金沢医科大学医学部・看護学部学生向け物件情報などが表示されています。

ホームページでは様々な物件が探しやすい案内されていますので、内灘で探されている方は一度ご覧になってください。



金沢のベッドタウンとして成長を続け、医科大学がある町としても知られる内灘町に店舗をかまえるのが「有限会社大徳（おおとく）不動産」です。個人営業の期間を含めると、すでに40年を超えるキャリアと実績があります。金沢市内へのアクセスがよく、住環境にも恵まれているという魅力を、できる限りお客様に紹介したいとの思いから、当社は一貫して地域密着型に徹した営業を展開。確かなサービスで信頼に応えています。

得意なエリア 内灘エリアのお部屋探しならお任せ下さい。



代表メッセージ 金沢へ通勤される方々や金沢医科大学の学生さんが多い内灘町に、安心・快適の住まいを提案しております。どなたでもお気軽にご相談いただけるよう、アットホームな雰囲気の店舗となっております。

代表：大徳 俊泰 氏



有限会社 大徳不動産 河北郡内灘町大学2丁目27番地 TEL:076-286-0590 FAX:076-286-2277 E-mail:info@ohtoku.com

営業時間 平日:9:00~18:00 土曜:9:00~16:00 日祝:定休日

担当者より 従業員の皆さん含めてとても明るく素敵な会社です。いつも元気をわけてもらっています。不動産の賃貸だけでなく販売も取り扱っているため不動産関連で何かあった際はご相談いただければ幸いです。(担当者：河田 珠代)



1月・2月の税務と行事



1月・2月の税務と行事のスケジュール表。表会計休業日、日曜日・祝祭日、源泉所得税の納付、確定申告の提出日などが記載されています。

連載中

励ましと自省の言葉

会長（表征史）の連載です。会長の覚書の中からの言葉を紹介しています。

37歳で事務所を開業した時の決算書が見つかりました。売上高は、11,771千円、所得金額は赤字の762千円でした。事務所を独立する時に誓ったことは、勤務していた高木重知先生の恩義を大切にし、高木先生のお客様は絶対に私は引き継がないということでした。開業時は、親戚の会社を含め監査役をしていた4社他10社くらいでのスタートでした。家族を養うために必死の気持ちで「今日一社、今日一社」と念じながら仕事をしていました。今思うと、お金がない、お客様がいないこの苦しみを存分に味わっただけ、お客様に親身になって節税対策を含む税務防衛、企業防衛、に必死に取り組めたと思っています。

“自利とは利他を云う”

親身になってお客様のために尽くす。開業時から今も大切にしている言葉です。

(会長：税理士 表征史)



昨年、経験したことのない大変な一年となりました。苦しい思いをしていらっしゃる方もたくさんいらっしゃると思います。今年こそは、良い年になりますよう。今より少しでも希望の光が見えますように...